

# 資料 4

令和5年12月4日

許可業者 各位

大阪市環境局事業部

一般廃棄物指導課長

## 年末年始における交通関係法令等の遵守の徹底について（通知）

これまでも交通事故撲滅に向け、交通関係法令等の遵守や安全運転の徹底について、当課より様々な機会に繰り返し注意喚起を行ってきたところです。

しかしながら、本年度においても、許可業者による事故件数は、前年度を上回るペースで報告されており、さらなる安全運転教育が求められるものです。

管理監督の立場にある者におかれましては、その責任の重大さを認識し、交通違反・交通事故を起こさせないという強い意識のもと、従業者の指揮監督に努めていただくとともに、年末年始を迎えたこの時期に再度意識喚起を十分に行い、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者であるとの自覚と責任をもって改めて安全運転の徹底、交通ルールを遵守し、一般廃棄物収集運搬時の事故防止に努めるよう従業者に周知していただくようお願いいたします。

### 【令和5年度交通事故撲滅に向けた重点目標】（再掲）

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道乗り上げ、車道の逆走（車両の逆止めを含む）を行わないこと。
- 十分な車間距離をとり、ゆとりのある運転を行うこと。
- 後部スライドゲートの閉扉を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を実施すること。